

## サービスの受け手のための 「司法ソーシャルワーク」

名古屋大学大学院法学研究科特任准教授

よしおか  
吉岡 すずか

近年、司法と福祉の連携についての関心が高まっている。少年司法や更生保護等の刑事領域では古くからその取り組みがみられたが、ここ数年の動向の特徴は、広く民事領域を含めて、法律専門家側からの、福祉領域との連携に関する実践の報告や重要性の指摘が増加していることである<sup>1)</sup>。本稿では、注目を集めている司法ソーシャルワークと呼ばれる法的支援活動について、現状を確認し推進するにあたっての課題をしめす。

### 1 「司法ソーシャルワーク」<sup>2)</sup> の現状

法テラスは、平成25年度から、高齢者・障害者への法的支援の拡充を一定期間の業務の重点テーマの一つに設定し積極的に取り組み、「司法ソーシャルワーク」を組織的な取り組みの旗幟として提唱している。平成26年度からは、第3期中期目標のもと新たな中期計画の実施期間に入るが<sup>3)</sup>、「司法ソーシャルワーク」はその業務内容に組み込まれることとなった<sup>4)</sup>。

「司法ソーシャルワーク」とは何か。組織としての公式の定義付けやその説明はこれからなされるようであるが、実践の報告は増えつつある<sup>5)</sup>。取り組みは、主に、高齢者や障害者が抱える複合的問題の解決、成年後見、児童虐待等の領域でみられ、刑事領域では矯正施設出所者の支援等で報告されている<sup>6)</sup>。現時点で公表されている実践報告や関係する文書から共通項を抽出すると、「司法ソーシャルワーク」とは、法テラスの常勤弁護士の

活動で、高齢者や障害者等に対して、関係する福祉職者等と連携し、複合的な問題の総合的解決につながる支援を行うこと、とってよさそうである。では、「司法ソーシャルワーク」は、「従来の法的支援」や「司法と福祉の連携」のそれぞれとどのように連続し、またどういった点で新しい活動領域となりうるのだろうか。これらの点を刮目しつつ、以下、サービスの受け手にとっての「司法ソーシャルワーク」を推進する見地から、その課題を考えることとしたい<sup>7)</sup>。

### 2 「司法ソーシャルワーク」の課題<sup>8)</sup>

現時点における「司法ソーシャルワーク」の方向性を推進するには、以下の課題がある。

#### (1) 定義・射程の検討

「司法ソーシャルワーク」は、連携の実践の延長を通じて用いられるようになったタームである。法テラス設立運営開始以降、常勤弁護士は関係機関との連携に精力的に取り組み、自らの実践を「つなぐ」、「なげかえず」、「パトタッチ」、「伴走する」や、役割を「ソーシャルワーカー的役割」、「ケースマネージャー機能」等と称するさまざまなアカウント(実践的説明)が提出されてきた。こういった常勤弁護士による連携の取り組みは、当初は先進的で限られた地域の実践であったが、全国の赴任地で状況に応じた取り組みへと拡大し、事例が蓄積していった。次第に、福祉領域と

の連携の第一線に立つ者を中心に、自らの支援活動に対する認識枠組みが変容し、新たなアカウントが出現したと解釈できる<sup>9)</sup>。

「司法ソーシャルワーク」という語は、新鮮でポジティブな響きを帯びる一方、包含される支援内容が茫漠となる印象を拭えない。そこで展開されるのは、連携とは異なる支援形態なのか、はたまた新しい援助技術が用いられるものなのか、「ソーシャルワーク」という語の性質もあり判断しづらい<sup>10)</sup>。もっとも、支援現場からの報告として、状況や実態をありありと描写する多様なアカウントが提出されることは、何ら問題なく歓迎されることである。しかし、サービスのプロバイダが新しい言葉を用いる場合には、その担い手と受け手間の伝達および相互理解に障壁が生じない用語の使い方が求められよう。一月三舟となるようなものは適切ではないし、ましてや、表現の対象が多機関や関係者と手を繋ぐ試みであるのだから、関係機関やステイクホルダーに受容可能な内容や文脈での用語使用がのぞまれる。公式的定義と射程、包含される活動態様が曖昧なまま旗幟として掲げること、実態に対する表現の上滑りが生じる可能性はないか<sup>11)</sup>。現場の状況に応じた慎重な検討も必要である<sup>12)</sup>。

## (2) 司法と福祉の理論的検討：①日本の状況から

わが国には司法福祉という研究領域がある。嚆矢は、1960年代後半に少年司法を原点とし、1970年代に更生保護・矯正の実務を中心に確立、発展していった。司法福祉の研究対象は、家庭裁判所の実務とその近接領域に限られる時代がしばらく続いたものの、社会制度の変化やそれに伴う関連法の制定により内包される範囲と外延は拡充し、社会福祉の全領域をカバーするほど広範なものとなった<sup>13)</sup>。現在、司法福祉の概念は「司法による決定が有効と思われる課題について、心理、教育、社会福祉などの知見や方法を活用して、当事者の権利擁護に寄与する実体的な問題解決・緩和を

行うための諸施策・諸活動を総称する」が通説となっている<sup>14)</sup>。

このように司法福祉研究には長年の蓄積があるが、そこでは、司法と福祉の連携・協働は容易ではないと考えられている。なぜなら、それぞれの領域で用いられてきた用語、考え方、制度目的、手続、問題解決方法、行動様式等に大きな隔りがあるからであり、これらを理論的実践的に埋めていくことが研究課題とされてきた<sup>15)</sup>。

司法福祉の領域において、その担い手として該当されうる職は、司法福祉そのものの対象が拡大していることもあり、出身母体、所属、専門性から実に多岐にわたる<sup>16)</sup>。そして、それら司法福祉職側には、法律専門家との協働関係の構築が必要であることは浸透しているが、その先にある業務上の競合を敏感に察知し、さらには対立にどう備えるかという問題意識も既に垣間みえる<sup>17)</sup>。また、司法福祉研究では、法律専門家が現在まで中心となっている成年後見、被害者支援、修復的司法等の分野につき、扱う課題が広範囲で人を丸ごと支援することが求められるとし、本来はソーシャルワーカーが中心となつて行なうことがのぞましいとみるむきもある<sup>18)</sup>。こういったさまざまな立場や考え方を含んでいる状況もふまえて、「司法ソーシャルワーク」のあり方を考えていく必要がある。

## (3) 司法と福祉の理論的検討：②アメリカの状況から

外国の状況としては、例えば、ソーシャルワークの歴史があるアメリカでは、弁護士による福祉的な活動やソーシャルワーカーとの協働について理論研究の蓄積がある<sup>19)</sup>。両者が独自の守秘義務、職業倫理、法的義務を負っていることを基礎として、研究における代表的な争点は、弁護士とクライアント、ソーシャルワーカーと支援対象者という関係性の相違、職業役割に関する認識や解決方法の差異<sup>20)</sup>、チームでの協働の問題（例：情報共有の仕方や範囲等）、弁護士の守秘義務とソー

シャルワーカーの報告義務の衝突といったものである。

このような本質的な衝突が生じやすい局面は、児童福祉やDVにおける司法と福祉の連携ケースに多いとみられている。また、弁護士が、法律事務所ではない組織機関で執務する場合や、業際的なチームの一員として協働する場合、そして、同一機関内で弁護士とソーシャルワーカーが業務に従事する場合に、より困難な問題となることが指摘されている。

さらに、両者の相違を、その職業養成のあり方に由来すると位置づける研究もある<sup>21)</sup>。臨床法学教育の領域で関連研究が多くみられることもあり、法曹養成における異業種連携教育の不足やその必要性も説かれている。

以上、わが国とアメリカにおける研究状況を概観した。本稿の課題に戻ると、もとより「司法ソーシャルワーク」をどう定義するかはこれからの課題でもあり、その射程も厳密には不明であるが、上記までの指摘から、以下3つの論点が導かれよう。

第1に、支援者側の見立てによる被支援者の最善の利益と、被支援者本人の意思・希望との衝突にどう対処するのかということである。支援者側には、上述したような解決方法や支援方法の差異があり、見立てが異なる場合が生じうることになるが、そういった場合、どのような対処をすることになるか。

第2は、第1の点にも関連し、支援チームないしネットワークの中で、常勤弁護士はどのような機能的な位置づけとなるのだろうかということである。すなわち「司法ソーシャルワーク」が展開される場において、中心的な役割を担うのか、あるいは、水平的な関係にあるチームの一員として他の福祉職者と等位に動くのか、そして、その機能は固定的なものか流動的なものか、さらに、それは、ケースに依存するものなのか、その場合、どのような条件が影響するのか等の問題である<sup>22)</sup>。日本の社会福祉では、コーディネーターは社会福祉職者が担うのがのぞましいと考えられて

おり、役割をどう分担するかという問題にもなる。

第3は、上記いずれの点にも関連するが、法律専門家の権威性の問題である。被支援者本人が支援職である両者に対峙した場合、アメリカの研究では、ソーシャルワーカーより弁護士を権威の有る存在と認識する傾向があると指摘されている。そのため、本人とのコミュニケーション、事件処理の方針、意思決定について、弁護士が主導権を持つ流れになる場合があるが、ケースによって問題が生じることはないかということである。

本稿では、紙幅の都合もあり十分な考察を経ない論点の指摘にとどまるが、上掲3点に限っても、いずれも「司法ソーシャルワーク」が展開される場において、法律専門家の支援の範囲、形態、深度（どのような内容にいかにしてどこまで関わるか）についての判断を問う命題であり、喫緊の検討課題であろう。

#### (4) 領域横断的研究の必要性

本稿でとりあげた司法福祉の実務と研究では、かねて射程となる実践を“司法ソーシャルワーク”、担い手を“司法ソーシャルワーカー”と称し<sup>23)</sup>、支援技術の向上や理論的検討の蓄積がなされてきた歴史がある。法テラスは、こういった先行する実践や理論的研究の蓄積にも学び、自らの施策として「司法ソーシャルワーク」の理論的整理を入念に行ない、関係各所に配慮した設計で取り組みを広めることも求められよう。

他方、実践が続々と生まれている「司法ソーシャルワーク」自体の経験的研究も急務である。連携の取り組みについては、態様が支援の内容・方向性・活動の場等によりさまざまなパターンがあることが一定程度明らかになっている<sup>24)</sup>。それゆえ「司法ソーシャルワーク」の活動もさまざまな態様がありうると推測される<sup>25)</sup>。個別の実践の把握と記述説明を行い、諸外国の先行研究も参照しつつ、組織的なパイロット事業への評価等を通じて実

効的モデルを模索する必要がある<sup>26)</sup>。

### 3 おわりに

わが国の社会福祉では、地域社会における福祉の向上を推進するなかで関係機関との連携の取り組みが強化されてきた。社会福祉職者は、支援において、誰と/どの機関と何をすればいいかということを考えて、援助計画を立てることが求められている。換言すれば、福祉職者は相談者の援助にあたって社会資源の利用という考え方をとることが多いが、これまでは法律専門家が利用可能な社会資源の一つとして、組み込まれてはいなかったということが一般にいえるのではないだろうか<sup>27)</sup>。そして、法律専門家側も自らが社会資源の一つであるという認識は乏しく、地域における専門職能という視点が強調されることは少なかった<sup>28)</sup>。「司法ソーシャルワーク」の推進においては、地域社会における福祉との関連も検討されて良いのではないか。地域社会福祉の向上という視点に立つ時、それは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するという総合法律支援の理念実現と平行に位置づけられるし、福祉専門職等との間に生じうる摩擦を緩和する一助になるやもしれない<sup>29)</sup>。

日司連は2007年に地域連携対策部を設置し、当面の課題として、高齢者虐待防止、自死防止、犯罪被害者支援のテーマにつき、ワーキングチームを結成した。司法書士が日常業務として担う高齢者の消費者被害、借金問題、相続問題、成年後見という分野は、福祉支援領域と近接することが多い。高齢者虐待の察知や自死憂慮者などリスク保持者と接触する機会もあろう。地域社会を志向する法律専門家、専門職能団体という視点は、土地・不動産のスペシャリストであり、地域に根ざし、市民により身近なというスタンスをとってきた素地に馴染む。また、司法書士の成年後見業務への取り組みは、制度開始以降、組織的

な関与度および個別実践の蓄積は群を抜いている。寄り添い型・本人支援を基本としてきた司法書士の姿には重なるところも多い。福祉関係者をはじめとして、他業種士との協働においても強みとなりうるものであろう<sup>30)</sup>。

本稿では、法テラスが提唱・展開している「司法ソーシャルワーク」を検討対象とし、現時点において考えられる課題をしめした。推進されようとしている取り組みは、超高齢社会が到来した現在、さまざまな支援の需要者やサービスのユーザーから必要の呼び声が高まっているものでもある。本稿で検討した課題検討の手法が等閑に付されず、各専門職者・団体組織、国や地方自治体、実務家、研究者においての領域横断的な意見交換と協働が期待される。

\*本稿は、文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)「司法と福祉支援職の連携・ネットワークの諸要因に関する研究」の成果の一部である。

- 1) 司法書士界では若手を中心に地域社会の行政・福祉専門職・支援施設等の社会資源のネットワークと接続し総合的に問題解決を図っていく活動の重要性が打ち出されている(全国青年司法書士協議会第40回鹿児島大会テーマ「ソーシャルワークする司法書士」2009年2月28日)。
- 2) 現在、司法ソーシャルワークは、日本司法支援センター(以下、法テラス)で標榜されるものがプレゼンスを高めつつあるため、本稿でもそれを検討の対象とする(以下、カギ括弧付で「司法ソーシャルワーク」と表記するものは執筆時点でのその取り組みを指す)。
- 3) 総合法律支援法第40条、41条。
- 4) 平成25年12月19日付法務大臣決定「法テラス中期目標機関終了時における組織・業務全般の見直しについて(方針)」。
- 5) 代表例は、太田晃弘・長谷川佳予子・吉岡すずか(2012年)「常勤弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性」総合法律支援論叢第1号103-145頁。日本司法支援セン

- ター (2012年)「特集司法ソーシャルワーク」  
ほうてらす21号5頁-7頁。水島俊彦(2013年)  
「成年後見制度拡充に向けた『佐渡モデル』の  
提案」法律のひろば2013年3月号27-32頁。関  
連して、注15)も参照されたい。
- 6) 法テラス千葉法律事務所は、刑事領域での「司  
法ソーシャルワーク」として、地域生活定着支  
援センターを中心とする累犯障害者支援に取り  
組んでいる。
- 7) もともと高齢者や障害者が抱える問題は、福  
祉領域の関係機関と全く連携せずに法的解決に  
あたること自体が現実的ではない。また、更生  
保護領域では、古くから法律専門家と福祉職者  
の連携が行われており、刑事領域では、情状弁  
護での証人依頼をはじめとした関係者との調整  
が不可欠である。
- 8) 法律専門家と異業種との連携の意義や「司法  
ソーシャルワーク」がなしうる効果については、  
既に多方面で報告がなされていることから、本  
稿では割愛する。なお、記述は全て執筆時点で  
の状況と公表物にもとづく。
- 9) 先鞭をつけた報告は、太田ほか(前掲)。また、  
2013年4月より法学セミナー紙上で太田による  
隔月での連載「現代司法ソーシャルワーク論」  
が開始している。
- 10) 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)による  
定義が存在し、それをふまえて日本における  
統一の解釈もあるようだが、実際の用語使用で  
は場面や文脈によってその意味する内容がまち  
まちな印象を受ける。社会福祉を専門としない  
一般の者にいたっては、そういった事情も含め  
ての正鵠を射た理解は困難ではないだろうか。
- 11) 社会制度の変革期や政治ないし運動要素を孕  
む局面では、ポジティブな印象を放つ語句が、  
コンセンサスを得ないままいわばスローガンの  
に用いられることがある。その結果、各アクタ  
ーによりアドホックに都合良く用いられ、用者  
間に微妙な言語上の齟齬が生じ、実体的な議論  
が成立しない嫌いがあるように思える。とりわ  
け異領域の用語をアナロジーとして採用する場  
合にそのような事態となる可能性が高いように  
みえる。
- 12) 法テラスは、常勤弁護士に「司法ソーシャル  
ワーク」の担い手という役割を公式に付与する  
のであれば、従来のジュディケアの弁護士が司  
法と福祉の連携においてなしてきた活動態様と  
の差異を明確にし、常勤弁護士の役割論として  
どのように位置づけるのかを示す必要があろう。
- 13) 領域は3つに分類されており、第1のものが、  
「法的決着により問題解決を行なうものの、実  
体的問題解決を必要とする領域」、第2が「法  
的決定に基づいてプロベーションなど教育的、  
福祉的処遇が行なわれている領域」、第3が「実  
体的問題解決を行なう際に、法的決着が課題と  
なってきた領域」である。また、それぞれの主  
な対象は、第1が少年司法、家事審判・調停、  
人事訴訟、刑事司法における犯罪心理・社会鑑  
定、第2が更生保護・矯正、刑の執行猶予・仮  
釈放、補導委託、触法障害者支援、刑務所内外  
福祉事業、第3が児童虐待、高齢者・障害者虐  
待、DV、地域福祉権利擁護、成年後見、被害  
者支援、修復的司法である(加藤：前掲14頁)。  
さらに、学校教育、教育扶助、地域ボランティア  
等、民間・行政等の制度、事業、活動まで包  
含される(川村匡由編著《2011年》『司法福祉  
論—更生保護と権利擁護・成年後見—』ミネ  
ルヴァ書房2-5頁)。
- 14) 加藤幸雄(2012年)「司法福祉とは」日本司  
法福祉学会編『司法福祉』9-20頁、生活書院。
- 15) 法テラスは、「司法ソーシャルワーク」を福祉  
や行政の現場から推進するため、常勤弁護  
士を国(法務省司法法制部・保護局)や地方自治  
体、社会福祉法人へと研修派遣する試みを実施  
している。既に、報告がなされているものとし  
て、岩本幸恵(2013年)「伊豆市に派遣されて」  
法律のひろば2013年3月号37-39頁、浦崎寛泰  
(2013年)「『社会福祉法人の組織内弁護士』と  
いう可能性」法律のひろば2013年3月号40-43  
頁、稲田優花(2013年)「法律事務所から福祉  
の現場へ」法律のひろば2013年3月号44-45頁、  
等がある。
- 16) 実際、その対象となる領域、施設機関、職名  
等と名称の一覧表にあげられている職種は非常  
に多い(野田正人《2012年》「司法福祉の担い手」

- 司法福祉学会編『司法福祉』生活書院190-200頁。担い手の該当基準は①誰に雇われてどこで働いているか②その本人が福祉あるいは司法福祉というものを自分の仕事であると自覚し、引き受けているかどうかである(190頁)。
- 17) 藤原正範(2012年)「あとがき」司法福祉学会編『司法福祉』生活書院232-235頁。
- 18) 司法福祉研究では、典型的な活動に比して新しい領域とみなされている分野であるが、これらは「司法ソーシャルワーク」が取り組みを推進しようとしている領域と重複している。
- 19) 代表的なものとして、Galowitz, Paula (1999年) Collaboration between Lawyers and Social Workers: Re-examining the Nature and Potential of the Relationship; 67 Fordham L. Rev. Vol. 67 pg. 2123-2154.
- 20) 弁護士は、依頼人の希望を全力で擁護するが、ソーシャルワーカーは支援対象者のみならず、その家族、コミュニティ全体にとっての最善の利益は何かという観点から支援を行う。
- 21) 弁護士は依頼人の法的問題を解決するトレーニングを受けており、ソーシャルワーカーは問題が現れている文脈を広範なパースペクティブで理解するトレーニングを受けているという。
- 22) しかしながら、支援者のネットワーク構造は、一般には動態性を有するため役割の固定化は現実的ではないとも考えられる(吉岡すずか《2013年》『法的支援ネットワーク』信山社)。また、主導的役割者の存在にはメリットとデメリットの双方があり、これをどう整理し位置づけるのが課題となる。次に、法律専門家が、社会資源を接続したりコーディネートする役割として適任とみられる場面は確かにあると考える。それが具体的にどのような条件においてなのか、その検討が第2の課題である。さらには、本稿ではふれることができなかったが、「司法ソーシャルワーク」の担い手をいかに養成するかが第3の課題であろう。
- 23) 一方で、“司法ソーシャルワーカー”に該当される各専門職はその職業内における結束が強く、共通したアイデンティティを持つことに拒否的であることも指摘されている(藤原：前掲201-202頁)。
- 24) 吉岡(2013年前掲)99-105頁。
- 25) 他方で、異業種間連携の経験的研究というものは、方法論的にも難しい問題である(吉岡すずか(2012年)「弁護士と他士業の協働 一利用者ニーズの視点から」法社会学76号205-218頁)。また、社会福祉調査には特有の難しさが存在するという指摘もある(斎藤嘉孝《2010年》『社会福祉調査』新曜社)。
- 26) 法テラス東京法律事務所では、パイロット事務所として、福祉・行政職との連携に力点を置く活動を実施しており、平成24年10月から法社会学者を中心とする調査研究が開始された(日弁連法務研究財団「法テラスのスタッフ弁護士による関係機関との連携及びこれらを活用した紛争の総合的解決と予防に関する検証調査」代表：濱野亮教授)。なお、本研究は連携ネットワークの効果の学術的解明を課題の一つとしており、政策的な目標達成度を測定するために設計された研究調査と無関係でないものの次元を異にしている。
- 27) 宮永耕・安高真弓・古根村博和ほか(2009年)「座談会「地域連携を考える」」月報司法書士2009年10月号22-36頁、吉岡(2013年前掲)。
- 28) これまで法律専門家は、福祉職側から、ソーシャルワークでいうところの「コンサルテーション」の対象とみなされることが多かったが、連携の促進は、他の社会資源と同様に、法律専門家を接続する対象とみなす変化を生む(太田ほか前掲：太田執筆箇所137-138頁)。
- 29) このことは、士業間の協働における課題を克服する策が、各士業間の権益から離れ、地域社会を志向し総体として支援を行う、という共通の目的を抱えた場合にあるという知見からも支持される(吉岡2012年前掲：213-214頁)。
- 30) 仁木恒夫(2013年)「司法書士の活動による総合法律支援の活性化」総合法律支援論叢第3号122-139頁。仁木論文では、司法書士が不自由さを抱えながらの法的支援において総合法律支援の担い手となる可能性がしめされており、その一つが本人支援型の「聴く」実践にあると指摘されている。